

～税に関する条例の一部を改正したのでお知らせします～

幌延町税条例の一部改正

固定資産税の課税標準の特例措置

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業および事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋および償却資産の取得に係る課税標準の算定において、特例割合を参酌基準である2分の1とする規定を整備しました。【平成29年4月1日施行】

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長

肉用牛の売却による事業所得に係る個人町民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、平成33年度までとなります。【平成29年4月1日施行】

軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し

軽自動車の燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例について、重点化を行った上で取得期限を2年延長し、平成31年3月31日までとなります。【平成29年4月1日施行】

幌延町国民健康保険税条例の一部改正

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、2割・5割軽減判定所得基準を次のとおり改正しました。【平成29年4月1日施行】

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	世帯の所得が33万円	世帯の所得が33万円【変更なし】
5割軽減	33万円+(26.5万円×被保険者数)	33万円+(27万円×被保険者数)
2割軽減	33万円+(48万円×被保険者数)	33万円+(49万円×被保険者数)

特定事業用設備新設等地域活性化に関する条例の一部改正

この条例は、過疎法の規定に基づき市町村が条例で定めることにより、製造業、旅館業、情報通信技術利用事業の業種が2,700万円を超えて特別償却を受けられる資産を新設または増設した場合に、新たに課税することとなる年度から3か年度分の固定資産税に限り免除される特例を定めたものです。

過疎法の改正に伴い、課税免除の対象から情報通信技術利用事業を除外し、新たに農林水産物等販売業（町内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理をしたものを店舗において主に町外の者に販売することを目的とする事業が対象）を追加するために改正しました。【平成29年4月1日施行】

■町税の徴収について■

町では、税の公平性と貴重な自主財源である町税（道町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）を確保するため、徴収・滞納処分を行います。

町税に未納がある方に対しては、文書・電話・戸別訪問による催告を行い、納税の促進を図っていますが、**再三の催告にもかかわらず、納税に対して誠意のない方については、必要な調査を行った上で財産の差押（預貯金、給与、不動産等）を実施します。**

また、町が「町民税」と併せて徴収している『道民税』は、北海道の貴重な財源であり、納税をされない方については、その徴収を北海道に引継ぎます。

北海道に徴収を引き継いだ方については、法律に基づき北海道（宗谷総合振興局税務課）から納税の催告や財産の差押などが行われます。

なお、町税を納期限内に納税できない方や、事情により納税が困難な方につきましては、随時、納税相談を受け付けていますのでご連絡ください。

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812